



平成 29 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 寺 田 勝 宏
(J A S D A Q コード 7 6 1 0)
問 い 合 せ 先 取 締 役 管 理 本 部 長 藤 原 克 治
電 話 番 号 0 3 - 5 7 1 9 - 4 7 7 5

(訂正)「定款の一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成29年4月13日開催の取締役会において、「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容を一部訂正いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、訂正箇所は下線で表示しております。

記

【訂正前】

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 24 条 (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 24 条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>

【訂正後】

現行定款	変更案
第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 24 条 (条文省略) (新設)	第 5 章 監査役及び監査役会 (選任) 第 24 条 (現行どおり) <u>2 当社は、会社法第 329 条第 3 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u> <u>3 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後最初に開催する定時株主総会の開始の時までとする。</u>

<p>(任期)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 補欠のため選任された監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 補欠のため選任された監査役及び前条第 2 項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の残任期間とする。</p>
---	--

以 上